

# 世田谷区立玉川小学校PTA 個人情報取扱方法

## 第1条（目的）

この個人情報取扱方法は、玉川小学校PTA(以下「本会」という。)が取得・保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA名簿およびその他の個人情報データベース(以下「個人情報データベース」という。)の取扱いについて定めるものとする。

## 第2条（指針）

本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

## 第3条（周知）

本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、本会のウェブサイトなど適宜の方法により会員に周知する。

## 第4条（利用目的）

本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費徴集事務およびそれに付随する管理業務
- (2) 本会に関連する文書等(電磁的方法を含む)の送付
- (3) 本会役員・委員・係・会員名簿等の作成と保管
- (4) 役員・委員・係の選出等の募集活動
- (5) 広報紙・ウェブサイトへの掲載
- (6) 総会委任状、イベントへの参加申込書または出席確認
- (7) アンケート調査
- (8) 円滑なコミュニケーション環境の維持・構築

## 第5条（個人情報の取得）

本会は、個人情報を取得する際に、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。主に、取得する個人情報は、次のとおりとする。

- (1) 氏名
- (2) 児童の学年クラス
- (3) 電話番号
- (4) メールアドレス
- (5) その他必要とするもので同意を得た事項

#### 第6条（同意の取り消し）

会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。

2 不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿として既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

#### 第7条（管理および取扱い）

個人情報は、本会役員が適正に管理する。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

#### 第8条（保管）

個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにアクセス権限設定を施したりパスワードをかけたりするなど適切な状態で保管することとする。

#### 第9条（第三者提供の制限）

本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその業務を受託した者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (5) 世田谷区青少年地区委員会、上野毛・等々力まちづくりセンター、森の児童館、等々力児童館、玉川中町町会、上野毛町会、野毛町会など地域イベントへ協力する必要がある場合

#### 第10条（第三者提供に係る記録の作成等）

個人情報を第三者（第9条第1号から第5号の場合および都、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供年月日
- (3) 提供する対象者の氏名
- (4) 提供する情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨

#### 第11条（第三者提供を受ける際の確認等）

第三者（第9条第1号から第4号の場合および都、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- （1）第三者の氏名・住所
- （2）第三者が個人情報を取得した経緯
- （3）提供を受ける対象者の氏名
- （4）提供を受ける情報の項目
- （5）対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

#### 第12条（秘密保持義務）

本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

#### 第13条（情報開示等）

本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

#### 第14条（漏えい時等の対応）

個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会ウェブサイトの「お問い合わせ」から役員に報告する。

#### 第15条（苦情の処理）

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

#### （附則）

本取扱方法は、平成30年4月1日より施行する。

なお、この取扱方法は法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し、改定することができる。取扱方法を改定した場合は、第3条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。

令和5年4月21日 一部改定